明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務八）　一
○東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働三三）　二
○健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（同三四）　二
○海上保安留置施設及び海上保安被留置者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（国土交通一〇）　四
○環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令（環境九）　五

〔告　示〕
○養育医療機関医療担当規程の一部を改正する件（厚生労働七七）　五
○保安林の指定をする件（農林水産七四六～七五七）　六
○保安林の指定を解除する件（同七五八～七六五）　六
○計量法第百六条第三項において準用する同法第三十二条の規定に基づき、一般財団法人日本品質保証機構から検定の業務の一部を廃止する届出があった件（経済産業六四）　六
○軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件（国土交通二七三）　六
○水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川を指定する件（同二七四）　六
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（同二七五）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同二七六）　六
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（同二七七）　六
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（同二七八）　六
○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則に規定する国土交通大臣の指定する事項を定める件（同二七九）　六
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁七三）　六

〔国会事項〕
労働　七
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七

〔公　告〕
諸事項　八

〔人事異動〕
内閣　内閣府　農林水産省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項　八
独立行政法人勤労者退職金共済機構の第三期中期目標の公表について（厚生労働省）　八

官庁
特定保険募集人の所在の確知等、北朝鮮特定貨物の保管、建設業の許可の取消処分、鉄道財団（催告）関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　二三〇

省　令

○財務省令第八号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二十四号の二の㈱の注意事項3(1)中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十四号の二の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十四号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号。以下「基準省令」という。）の一部を次のように改正する。